

新 旧 対 照 表

○ 大分県公安委員会審査請求手続規則（平成28年大分県公安委員会規則第4号）

改 正 案	現 行
<p>第1条・第2条（略） （審理官）</p> <p>第3条 大分県警察本部長は、大分県公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての大分県公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると思われる警察職員のうちから_____審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し書面により通知するものとする。ただし、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。</p> <p>2 大分県警察本部長は、<u>前項の規定により</u> 2人以上の審理官を<u>指名する場合には</u>、1人を当該2人以上の審理官を代表する者として、1人を当該2人以上の審理官が行う事務を調整する者として指定するものとする。</p> <p>3～5（略） （総代の互選の命令の方式等）</p> <p>第5条 法第9条第3項<u>又は個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条2項</u>の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。</p> <p>2（略） （参加の許可の通知等）</p> <p>第6条 審査庁は、法第9条第3項<u>又は個人情報保護法第106条第2項</u>の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこと</p>	<p>第1条・第2条（略） （審理官）</p> <p>第3条 大分県警察本部長は、大分県公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての大分県公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると思われる警察職員のうちから<u>2人以上の</u>審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し書面により通知するものとする。ただし、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。</p> <p>2 大分県警察本部長は、_____ 2人以上の審理官<u>のうち</u> _____、1人を当該2人以上の審理官を代表する者として、1人を当該2人以上の審理官が行う事務を調整する者として指定するものとする。</p> <p>3～5（略） （総代の互選の命令の方式等）</p> <p>第5条 法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。</p> <p>2（略） （参加の許可の通知等）</p> <p>第6条 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこと</p>

としたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 (略)

第7条～第9条 (略)

(審査請求の取下げの通知等)

第10条 (略)

2 審査庁は、前項の審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項若しくは個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請求書(第1号様式)と引換えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第11条 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第12条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項の相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知等)

第13条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成

としたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 (略)

第7条～第9条 (略)

(審査請求の取下げの通知等)

第10条 (略)

2 審査庁は、前項の審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請求書(第1号様式)と引換えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第11条 法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第12条 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項の相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知等)

第13条 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成

するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

(補佐人同伴の許可の通知)

第14条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第15条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項の相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第16条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項若しくは個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文の規定による意見の聴取又は法第9条第3項若しくは個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項に規定する意見の聴取の場合において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替

するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

2 法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

(補佐人同伴の許可の通知)

第14条 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第15条 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第32条第3項の相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第16条 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文の規定による意見の聴取又は法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第37条第1項に規定する意見の聴取の場合において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項_____の規定により読み替

えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第17条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項若しくは個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録（第2号様式）を作成しなければならない。

- (1) 事案の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

2～4 (略)

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第18条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項若しくは個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第19条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求は、書面により行うものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第1項の規定は口頭による法第9条第3項又は個人情報保護法第106条

えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第17条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録（第2号様式）を作成しなければならない。

- (1) 事案の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

2～4 (略)

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第18条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第19条 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求は、書面により行うものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第1項の規定は口頭による法第9条第3項_____

第2項の規定により読み替えて適用する法第34条に規定する参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第20条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 (略)

(質問の通知等)

第21条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13

_____の規定により読み替えて適用する法第34条に規定する参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第20条 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 (略)

(質問の通知等)

第21条 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項_____の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13

条第1項の規定は口頭による法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第22条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第13条第1項の規定は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第23条 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書(第3号様式)を送付して行うものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第24条 審査庁は、法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知)

第25条 法第9条第3項又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読

条第1項の規定は口頭による法第9条第3項 _____ の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第22条 審査庁は、法第9条第3項 _____ の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項 _____ の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第13条第1項の規定は、法第9条第3項 _____ の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第23条 法第9条第3項 _____ の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項 _____ の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書(第3号様式)を送付して行うものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第24条 審査庁は、法第9条第3項 _____ の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知)

第25条 法第9条第3項 _____ の規定により読

み替えて適用する法第41条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

第26条・第27条 (略)

(削る)

第1号様式・第2号様式 (略)

み替えて適用する法第41条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

第26条・第27条 (略)

(審理官に関する規定の適用除外等)

第28条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の審査請求及び大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第15条の2の審査請求については、第3条及び第11条の規定は、適用しない。

第1号様式・第2号様式 (略)

第3号様式（第23条関係）

第 号
年 月 日

提出書類閲覧日時等指定書

殿

大分県公安委員会 印

につき 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第9条第3項（個人情報の保護に関する法律第106条第2項）において読み替えて適用する同法（行政不服審査法）第38条第3項の規定により、下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知します。

記

1 閲覧の日時

年 月 日
午前 時から 午前 時まで
午後 時から 午後 時まで

2 閲覧の場所

備考 提出書類等を閲覧する際は、この指定書を持参してください。

第3号様式（第23条関係）

第 号
年 月 日

提出書類閲覧日時等指定書

殿

大分県公安委員会 印

につき 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第9条第3項 _____ において読み替えて適用する _____ 第38条第3項の規定により、下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知します。

記

1 閲覧の日時

年 月 日
午前 時から 午前 時まで
午後 時から 午後 時まで

2 閲覧の場所

備考 提出書類等を閲覧する際は、この指定書を持参してください。